四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一六七、九一〇円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、四三八円）
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで
五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一六四、二六八円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、一六八円）
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで
六　加糖調製品糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二二四、一九六円
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで
七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一四一、九九二円
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで
八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき八三、三七〇円
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで
九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	〇・九七七	一キログラムにつき二二六円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	一・一八〇	一キログラムにつき一〇円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二九	一キログラムにつき三一円
規則第十七条の二第四号に掲げるもの	六・〇七七	一キログラムにつき五二円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	五・〇九八	一キログラムにつき四四円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・二四五	一キログラムにつき三六一円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	〇・八五二	一キログラムにつき一八円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	〇・七八八	一キログラムにつき一七円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	〇・八一一	一キログラムにつき七〇円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一三六円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一四七円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一一七円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	二三・〇〇一	一キログラムにつき一、九九六円
規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一四・八六三	一キログラムにつき二、四四四円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一一・八七四	一キログラムにつき一、〇九九円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	一〇・九三一	一キログラムにつき八五三円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	二・九八五	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・一九一	一キログラムにつき一三七円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・一九一	一キログラムにつき二四二円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものに限る。）	〇・八五七	一キログラムにつき七四円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	〇・八一一	一キログラムにつき六一円

○農林水産省告示第千四百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年農林水産省告示第二千三百五十二号（特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじら）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七　（略） 第八　にたりくじら 一　（略）	めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七　（略） 第八　にたりくじら 一　（略）